

安 全 報 告 書

2023年度



Manyosen

万葉線株式会社

1. はじめに

この安全報告書は、鉄道事業法及び軌道法第26条において準用する鉄道事業法第19条の4に基づき、当社の輸送安全確保における前年度の実績や本年度の実施計画により作成、公表することによって、輸送安全に対する考えを利用者の方々に知って頂くものであります。

この報告書に対するご意見をいただければ幸いです。

安全報告書へのご意見に対する連絡先

万葉線株式会社

TEL:0766-25-4139

FAX:0766-25-4119

Email:manyosen@pl.coralnet.or.jp

2. ご利用のお客様、地域の皆様へ

弊社の鉄軌道事業運営に対して、日頃のご利用、ご支援、ご協力賜っておりますことに対し深く感謝申し上げます。

また、2024年1月1日に発生した能登半島地震で被害に遇われました方に対し、謹んでお見舞い申し上げます。

2023年度の弊社を取り巻く環境は、少子高齢化や移動手段の多様化などに加え、国際的な原材料価格の上昇により資材価格、電気料金の増加などがあり、依然厳しい経営環境におかれています。また、3年以上に及んだ新型コロナウイルスの影響により、減少した輸送人員、運輸収入の回復を進めることが課題となっております。

2023年度については、引き続き安全運行を継続するため、計画的なレールの重軌条化整備、踏切保安設備・電路設備の整備など、設備改良の実施を進めて来ました。また、利用者の安全性、利便性の向上のため、駅ホームへのスロープを新たに設置いたしました。能登半島地震による被害もございましたが、皆様のご協力もあり早急に復旧作業進めることができ、最低限の運休に留めることができました。

いよいよ2024年9月下旬より、万葉線株式会社としては初めてとなるICカード「ICOCA」の利用開始を目指し準備を行っております。

厳しい社会経済情勢が続いている中ではございますが、国、富山県、高岡市・射水市、各種団体等のご支援とご協力をいただきながら、「より安全・安心・安定した良質の輸送サービスの提供」に努めて参ります。

今後とも、変わらぬご支援・ご指導を賜りますようお願い申し上げます。



代表取締役社長 中村 正治

3. 安全な軌道・鉄道に向けて

(1) 安全基本方針

輸送の安全確保を最優先させるため、社長をはじめ全社員の安全に係わる行動の規範として「綱領」に定め、常に意識し実践していきます。

綱領

- ① 安全の確保は輸送の生命である。
- ② 規程の遵守は安全の基礎である。
- ③ 執務の厳正は安全の要件である。

- ・人命救助を最優先に行動し、最も安全適切な処置をとる。(危険＝停止)
- ・連絡、報告、打ち合わせを綿密に行い、情報を共有し透明性を確保する。
- ・常に問題意識を持ち、訓練と自己研鑽に励む。

(2) 2024年度の安全目標

- ・重大事故、人身事故ゼロ
- ・接触事故の抑制・輸送障害事故ゼロ
- ・インシデントゼロ

(3) 目標に対する実績（過去3年間）

年 度	2021	2022	2023
重大事故、人身事故ゼロ	0	0	1
接触事故の抑制・輸送障害事故ゼロ	5	10	10
インシデントゼロ	0	0	0

4. 2023年度の事故発生状況と再発防止措置

重大事故 － － － 0件
インシデント － － 0件

自動車との接触事故は3件発生しております。弊社では、例年『譲る気持ちと待つゆとりある運転』を実践し接触事故の減少に努めており、昨年度より接触事故が1件減少しました。引き続き沿線を通行の皆様には、交差点付近及び右折などで軌道敷内に進入する際は後方確認を行い

軌道敷外で電車が通過するのを待つて右折及び横断を開始するようお願いいたします。

輸送障害事故は10件発生し内3件は車両故障によるもので引き続き点検整備を強化し、再発防止に努めてまいります。

また、夜間、線路内立入りによる人身傷害事故を発生させてしまい全社員で再発防止策を検討した結果、当該箇所にはロープ柵を設置し対策を行いました。また当該箇所を含む類似箇所について、線路内立入禁止看板の新規設置、更新を行いました。

今後、二度と同様の事故が発生しないよう沿線監視、巡回の徹底、施設の改善を図って参ります。

2024年1月1日、能登半島地震が発生、沿線に津波警報が発令する中、各運転士は落ち着いて乗客の避難誘導に努め、負傷者なく避難誘導することができました。地震・津波訓練の成果が出ているものと感じております。地震に関してはまだまだ油断はできませんが教育訓練を通じて最善の対処ができるよう努めて参ります。

(1) 輸送障害事故の内訳 (2023年度 10件)

- ① 自動車との接触事故・・・3件
- ② 車両故障によるもの・・・3件
- ③ 気象に係るもの、自然災害等・・・4件

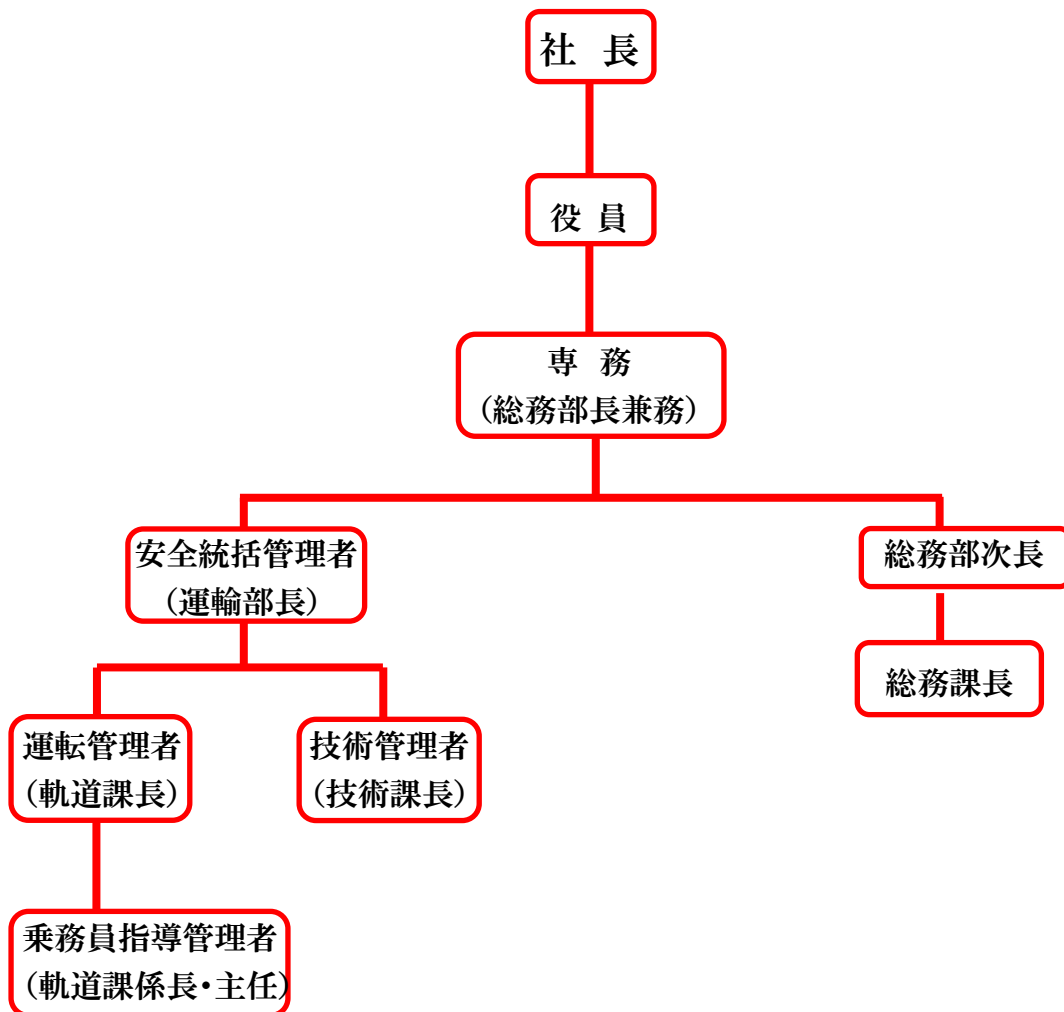
- ※インシデント - - - 事故が発生する恐れのある事象
- ※道路障害事故 - - - 踏切道以外の道路で車両が道路を通行する車両等と衝突し、又は接触し人の死傷を生じるおそれのある程度以上の衝撃を伴った衝突又は接触した事故
- ※輸送障害事故 - - - 気象の影響等により車両の運転を休止したものの又は、30分以上の遅延を生じたもの

4. 安全管理体制

社長をトップとする安全管理体制を構築し運用しています。この組織の中で、安全統括管理者、運転管理者、乗務員指導管理者、技術管理者がそれぞれの責任を明確にして、現場実態を的確に把握し、傷害事故・運転事故の絶滅に取り組みます。

安全管理体制

社長をトップとする安全管理体制を構築し、各責任を明確にして、現場の実態を的確に把握し、傷害事故、運転事故の絶滅に取り組むこととする。



役 職	役 割
社 長	輸送の安全の確保に関する最終的な責任を負う。
専 務 (総務部長兼務)	輸送の安全確保に必要な設備投資、財務、要員に関する事項を統括管理する。
運 輸 部 長 (安全統括管理者)	輸送の安全の確保に関する業務を統括管理する。
軌 道 課 長 (運転管理者)	安全統括管理者の指導の下、電車の運行、運転士の資質の保持、その他運転に関する業務を統括管理する。
軌道課係長・主任 (乗務員指導管理者)	運転管理者の下、運転士の資質の保持に関する事項を管理する。
技 術 課 長 (技術管理者)	安全統括管理者の指導の下、施設、電気、車両に関する事項を統括管理する。
総 務 部 次 長	輸送の安全確保のため、運転士等の健康、労務に関する事項を統括管理する。
総 務 課 長	輸送の安全確保に必要な設備、財務、要員に関する事項を管理する。

5. 安全対策の実施状況

(1) 施設

- ・線路設備 重軌条化工事（海王丸～東新湊間）、軌道整正バラスト補充（越ノ潟構内）ゲージタイ設置（中伏木～吉久間）軌道線ポイントヒーターの更新
溝レールの肉盛溶接
- ・踏切保安設備等 制御機器の更新（庄川口踏切）
- ・電路設備 電柱の更新・スパン線更新・信号機の更新
- ・車両検査 全般検査・重要部検査、低床車両の車輪交換
- ・その他 軌道区間の舗装補修・電停補修・橋梁鉄塔塗装
中新湊駅構内スロープの設置・軌道線区画線のカラー舗装

(2) 教育訓練及び社内での取り組み

- 4月 踏切安全指導（西新湊構内踏切）
春の全国交通安全運動期間中 交通安全指導（片原町停留場）
事故防止会議（実施教習）
- 5月 安全輸送サービス向上旬間
- 7月 夏の交通安全県民運動
右折車両への交通安全指導（8号線下交差点）
- 8月 安全輸送サービス向上旬間
- 9月 秋の全国交通安全運動 交通安全指導（新吉久、吉久停留場）
全国路面軌道連絡協議会（運転、車両部会研修）
乙種内燃車学科試験
事故防止会議（実施教習）
- 10月 全国路面軌道連絡協議会（土木、電気部会研修）
運転管理者・鉄道保安連絡会議
- 11月 事故防止会議（実施教習）
乙種内燃車技能試験
- 12月 年末年始輸送安全総点検 交通安全指導（片原町停留場）
除雪対策会議
内燃除雪車技能試験

交通安全指導



教育訓練



レールの重軌条化工事に伴う安全大会実施



6. 2024年度の実施計画

(1) 2024年度の安全目標

- ・ 重大事故、人身事故ゼロ
- ・ 接触事故の抑制・輸送障害事故ゼロ
- ・ インシデントゼロ

(2) 2024年度の施設整備計画

- ・ 線路設備
重軌条化工事（レール交換、PC枕木化、越ノ潟駅～海王丸駅間）
軌道整正（東新湊駅～中新湊駅間）
トングレール交換及び電気転てつ機更新（高岡駅）
- ・ 信号保安設備
常置信号機の更新（六渡寺駅・新吉久構内）
- ・ 電路設備
碍子の交換、スパン線及び架線張替（吉久～荻布間）
ポイントヒーター更新（急患医療センター前）
- ・ 変電所設備
直流電源装置蓄電池交換（西新湊変電所）
断路器の交換
- ・ 車両検査
全般検査、重要部検査、台車検査、低床車両の車輪交換
主抵抗器更新
ATS受信器の更新
- ・ その他
駅施設の融雪配管更新（中新湊）

(3) 2024年度の教育訓練及び社内での取組計画

- 4月
踏切安全指導（西新湊構内踏切）
事故防止会議（机上教習）
春の全国交通安全運動期間中 交通安全指導（片原町、新吉久、吉久停留場）
運輸安全マネジメント内部監査員研修参加
- 5月
安全輸送サービス向上旬間
- 7月
夏の交通安全県民運動
- 8月
安全輸送サービス向上旬間
事故防止会議（実地教習）
運転適性検査員講習会参加
- 9月
秋の全国交通安全運動 交通安全指導
右折車両への交通安全指導（8号線下交差点）

- 高齢者の踏切安全指導
職場環境及び健康診断実施状況会議
全国路面軌道連絡協議会（運転、車両部会研修）
乙種電気車、乙種内燃車学科試験
- 10月 全国路面軌道連絡協議会（土木、電気部会研修）開催地万葉線
運転管理者・鉄道保安連絡会議
- 11月 地震発生に伴う列車の津波避難誘導訓練
乙種電気車・乙種内燃除雪車技能試験
- 12月 事故防止会議（実施教習）
年末年始輸送安全総点検
除雪対策会議
- 令和7年2月 運輸安全マネジメント内部監査研修
- 3月 事故防止会議（実施教習）

7. 沿線の皆様にお願い

※「道路交通法第21条及び第31条をお守りください。」

- (1) お車を運転される方は、事故防止のため軌道敷内に入る際は、後方から電車が接近していないか必ずご確認ください。また、接近してきた場合には速やかに軌道敷外に出る等、電車の運行に支障を及ぼさないようにお願いします。**電車は急に止まれません。**
- (2) 電車が停留場に停車している場合、お客様が乗降されます。付近を通過する時は、一旦停止又は徐行運転をお願いします。
- (3) 線路内に入ることや無理な踏切横断は、大変危険です。踏切は、手前で一旦停止し、踏切内の安全を確かめ通行いただくよう御協力下さい。

ドライバーの皆様へ
万葉線からのお願い

事故防止のため軌道敷内に入る際には必ず後方から来る電車の確認をお願いします。

ダメ! 路面電車の通行を妨げてはいけません。

ダメ! 軌道敷内を通行してはいけません。

OK

交通ルールとマナーを守ろう!

お願いします
電車は急に止まれません!!


道路交通法 第21条・第31条

1. 軌道敷内を通行してはならない。(危険防止のためやむを得ない場合を除き)
2. 路面電車の通行を妨げてはならない。
3. 後方から路面電車が接近してきたときは、速やかに軌道敷外へ出るか、路面電車から必要な距離を保たなければならない。
4. 路面電車に追いついたときは、乗客が乗降を終わり、若しくは乗客が横断し終わるまで後方で停車しなければならない。

◆万葉線株式会社 ◆万葉線対策協議会 ◆高岡警察署

交通ルールの遵守と正しい交通マナーを実践して交通事故防止に努めよう!!

路面電車に関する交通ルールと正しい交通マナー



1. 右折・Uターン・追い越し等で軌道敷内に入線する時は、後方からの電車の確認と、十分な距離(電車は急に止まれません)があるか、安全を必ず確認してください。
2. 電車が接近している時は、電車が通過するまで白線の外側でお待ちください。
3. 電車乗降のお客様が道路を横断される際には、一旦停止でお客様の安全確保に、ご協力をお願い致します。

◆万葉線株式会社 ◆万葉線対策協議会 ◆高岡警察署

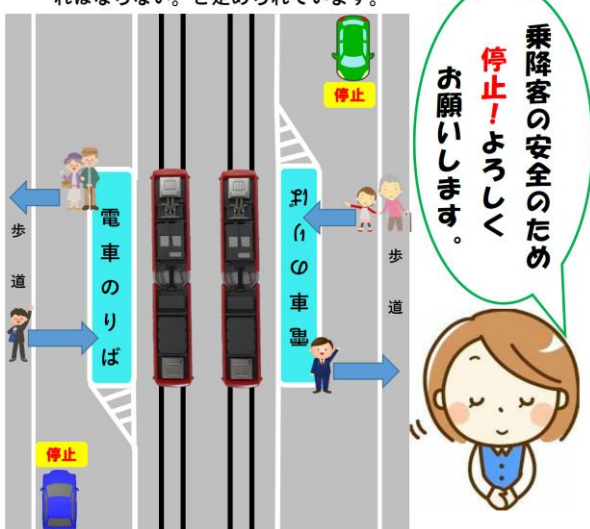
ドライバーの皆様へ
万葉線からのお願い

片原町、新吉久、吉久の平面電停に電車が停車しているときは、後方で停止をお願いします。

道路交通法 第31条では、

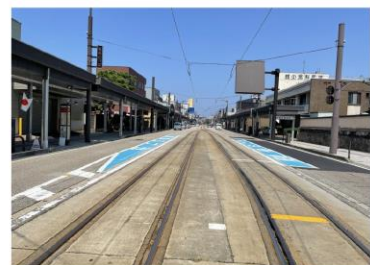
◎路面電車に追いついた時は、乗客が乗降を終わり、若しくは乗客が横断し終わるまで後方で停止しなければならない。と定められています。

乗降客の安全のため 停止!よろしく お願いします。



◆万葉線株式会社 ◆万葉線対策協議会 ◆高岡警察署

片原町停留場
(上り、下り)



新吉久停留場
(上り 高岡駅方面)



吉久停留場
(上り、下り)

